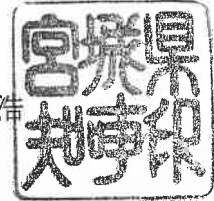


環政第 265 号
平成18年12月22日

経済産業大臣 甘利 明 殿

宮城県知事 村井 嘉浩



仙台火力発電所リプレース計画環境影響評価準備書に対する
意見について（通知）

平成18年7月20日付けで東北電力株式会社から送付のありました標記の準備書について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第20条第1項及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の13の規定により、別紙のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

担当 宮城県環境生活部環境政策課
環境影響評価班

TEL 022-211-2664

FAX 022-211-2669

仙台火力発電所リプレース計画環境影響評価準備書に対する意見

1 全般的事項

環境影響評価の手法及び結果並びに環境保全措置に関する事業計画についての記述内容に不明確な箇所があるとともに、事業者の実行可能な範囲でできる限り環境影響が回避され、又は低減されているかどうかを十分に示されていないことから、事業者が評価書を作成するに当たっては、下記の事項を勘案すること。

- (1) 調査並びに予測に係る地域、地点及び期間並びに予測に係るパラメーターについては、参考とした文献等の明示を含め、設定根拠をより明確にすること。
- (2) 事業の実施による環境影響の予測及び評価に当たっては、比較の対象とする基準やその基準の考え方を明確にするなど、予測及び評価に係る根拠をより具体的に示すこと。
- (3) 供用開始後の環境影響に係る予測及び評価に当たっては、現状の施設の稼働による環境影響の程度を検証するなど、将来設置される施設の稼働による環境影響の程度についてより具体的に把握を行うこと。
- (4) 環境保全措置として採用しようとする諸設備等について、その内容及び維持管理の方法をより具体的に明らかにするとともに、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討を含めて、事業者の実行可能な範囲でできる限り環境影響が回避され、又は低減されているかどうかを検証すること。
- (5) 現状の施設の撤去により生じる空地の利用計画について、より具体的に明らかにするとともに、さらなる緑地の配置を含めて、地域の自然環境の保全について適正な配慮がなされるよう、できる限り環境影響の回避、低減に努めた事業計画とすること。

2 個別的事項

(大気環境)

建設機械の稼働に伴い排出される窒素酸化物について、予測地点における二酸化窒素の寄与濃度が当該地域のバックグラウンド濃度の2倍近くの値に予測されていることから、建設機械の稼働に伴い排出される窒素酸化物のさらなる低減を図ること。

(動物・植物・生態系)

食物連鎖における上位消費者であるハヤブサ及びミサゴが事業実施区域内の既存施設を利用していることを確認しており、事業の実施が生態系に影響を及ぼすおそれがあることから、生態系への影響を把握した上で、動物及び植物の予測及び評価を行うこと。さらに、ハヤブサ以外の稀少種についても事後調査を行い、必要に応じた保全措置を講じながら、地域の生態系の保全に配慮すること。

(廃棄物等)

廃棄物等の予測及び評価に当たっては、取放水路の維持管理により発生する除去貝類等も対象とした上で、事業の実施に伴い発生する産業廃棄物について、その有効利用や処分等の方法をより具体的に評価書に記述すること。